

■概算数量発注によるマンホールポンプ更新工事 発注方式の試行実施についてQ&A(一問一答)

項目	番号	上段:質問
		下段:回答
発注方式全体について	1	これまでのマンホールポンプ更新工事の発注(以下、「従来方式」という。)と概算数量設計による発注方式(以下、「本方式」という。)はなにが違うのでしょうか？
		・本方式は、まず、当初設計において「概算数量」で積算した設計金額により入札します。契約後、これまで発注者が実施していた材料数量書や設計図面作成等については、受注者が実施します。受注者が実施する設計により、施工条件の確認及び材料数量の確定を実施します。以上が従来方式と最も異なる点です。
	2	「概算数量」「設計」以外に、従来方式と異なる点があるのでしょうか？
		「概算数量」「設計」以外に、従来方式と以下1)～2)が異なります。 1)設計変更の取り扱い: 本方式は、当初設計を概算数量で積算しているため、受注者の設計成果は当然変更対象となります。また、現地施工時の条件変更等についても設計変更対象となります。ただし、契約図書に基づき工事打合せ簿による「指示」「協議」がなければ変更対象になりません。 2)材料数量書の作成: 本方式では、位置図や概算設計書等を基に、現地に即した図面と材料数量書を作成、提出して頂きます。
	3	入札/契約制度関係 ・入札参加資格要件等の入札制度について、従来方式とどのような違いがありますか？ ・技術者に必要な資格や工事の専任期間は従来方式とどのような違いがありますか？ ・前払い金等の契約制度について、従来方式とどのような違いがありますか？
		本方式は、従来の入札・契約制度の範囲内で発注しますので、従来方式から変更はありません。なお、本方式による発注であることが分かるように、特記仕様書にその旨を記載します。
	4	試行発注関係 ・試行発注は何件ぐらい予定していますか？また、本格実施はいつ、年間何件ぐらいですか？ ・工事規模はどのくらいですか？ ・JVで入札参加できますか？
		・令和4年度末に試行発注(1件)を実施する予定です。 これ以降については、当該工事の検証状況を踏まえ、工事規模や施工難易度を検討し、数件の試行発注を実施する予定です。なお、本格的な導入時期については未定です。 ・工事規模については、従来のマンホールポンプ更新工事と同規模を想定しています。 ・本方式は、従来の入札制度において実施しますので、JVに関する要件についても従来の発注案件と同様です。

項目	番号	上段:質問
		下段:回答
発注方式全体について	5	<p>費用対効果関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本方式の導入によりどのようなメリット(定量的効果、定性的効果)があるのですか？ ・「設計」費用はどのくらいを見込んでいますか？、「設計」費用が増加するのであれば、メリットはないのではないですか？
		<ul style="list-style-type: none"> ・本方式の導入により期待される効果として、発注者側は当初設計の迅速化及び省力化、工事の早期発注、マンホールポンプ更新事業のスピードアップなどがあげられます。また、受注者側は、契約から現場着手までの裁量度が増し、機材や労働者の手配に余裕ができることや、現場条件に合わせた設計図面を作成して頂くことで、施工の自由度を高めることができるなどがあげられます。 ・本市では、将来の職員減少や大規模災害に対応するため、公民連携に取り組んでおり、その取組の一つとして、本方式の導入を進めています。 ・「設計」費用については、現在、検討中です。本方式の導入により、業務の効率化や公民連携の強化による危機管理体制の強化、技術力の向上による定期的な事業継続など、中長期的な観点からメリットがあるものと考えます。
見積もり参考資料について	6	<p>「見積もり参考資料」との記載がありますが、契約上どのような扱いになるのでしょうか？</p>
		<p>見積もり参考資料とは、金額を記載しない設計書(金抜き設計書)と既設マンホールポンプ完成図面等のことを指します。これらは、入札参加業者の見積もりや受注者の更新工事設計等の参考にするための資料であり、設計図書として扱わず、何ら請負契約上の拘束力を生じるものではありません。</p>
	7	<p>入札時の設計書は参考資料であり設計図書として取り扱わないとありますが、何が設計図書となるのでしょうか？</p>
		<p>契約図書に含まれる設計図書は、特記仕様書となります。本方式による契約では、金額を記載しない設計書(金抜き設計書)と既設マンホールポンプ完成図面等は、見積もり参考資料として取り扱います。</p>
設計について	8	<p>当初発注設計書があるのになぜ受注者による「設計」が必要なのでしょう？</p>
		<p>発注者側ではマンホール詳細な槽内調査や設計図面作成等の「設計」を行っていません。当初発注の予定価格は概算数量で積算した設計金額であり、既設マンホールポンプ完成図面には、圧送管寸法や口径等の必要最低限の情報しか記載されていません。</p>
	9	<p>「設計」とは具体的に何をするのでしょうか？</p>
<p>以下の1)～5)の作業になります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 現地調査: 現地及びマンホール槽内等の調査 2) 資料の収集及び確認: 資料の収集及び、既設図書等の確認 3) 設計図作成: マンホールポンプ配置図、マンホールポンプ据付図、マンホールポンプ電気設備図、マンホールポンプ配線図を作成 4) 材料数量書作成: 現地調査に基づき材料等の数量とりまとめ 5) 社内検査: 3)、4)の成果品に対する業務を管理及び総括する者(現場代理人又は主任技術者)による確認 		

項目	番号	上段:質問
		下段:回答
設計について	10	機器も設計変更の対象となるのでしょうか？
		対象となりません。但し、現地調査の結果などにより、特記仕様書の仕様から変更が必要な場合は、監督員と別途協議するものとします。
	11	仮に仕様が変わった場合、機器の価格は受注者から提出した価格が採用となるのでしょうか？
		採用とはなりません。機器の仕様が変わった場合は、発注者側で再度見積もりを取得し、その価格を採用します。
	12	発注者側の機器の見積もり価格は、実施工事費用を算出する際に公表するのでしょうか？
		公表しません。
	13	設計において貸与していただける資料は？(図面の参考CADデータ等はあるのでしょうか？)
		貸与資料については、下記を想定しています。 完成図書、機器管理台帳、下水道台帳。図面の参考CADデータはありません。
	14	「設計」に要する費用は計上されるのでしょうか？
		費用を計上します。費用については現在検討中です。
15	「設計」に要する期間はどのくらいを想定していますか、また、工期延期は可能なのでしょうか？	
	準備期間を含め、60日を想定しています。なお、当初想定しえなかった事態が発生した場合、工期延期の対象となります。	
16	受注者から設計結果による実施工事費を算出し、提出する必要はないのでしょうか？	
	必要はありません。	
施工について	17	更新工事範囲は、機械・電気工事共に全てでしょうか？既設流用ができるものは流用していいのでしょうか？
		基本は全て更新です。ただし、現地調査の結果より、既設流用が可能である、または既設流用したいものがある場合は、監督員との協議となります。
	18	既設流用した材料に関しては、減額対象となるのでしょうか？
		使用されなかった場合は減額の対象となります。

項目	番号	上段:質問
		下段:回答
施工について	19	流用してはいけないものはあるのでしょうか？
		機器類(ポンプ・制御盤・水位計・フリクトレベルスイッチ等)は、流用せず更新となります。
	20	実施工事設計書に記載されていない部材を使用した場合は、増額の対象となるのでしょうか？
監督員との協議となります。ただし、各部材の接続材料の費用は、補助材料費に含まれておりますので増額対象ではありません。		
21	仮設に関しては、不断水工法を必ず用いなければならないのでしょうか？	
	不断水工法以外の仮設方法を提案する場合は、監督員との協議となります。	
材料数量書について	22	材料数量書で挙げた数量はすべて変更の対象となりますか？
		受注者が作成した材料数量書をもとに、発注者と受注者が協議のうえ合意した数量が変更対象となります。
設計変更について	23	「設計」費用の変更は可能なのでしょうか？
		当初想定しえなかった事態が発生した場合は、監督員との協議となります。
	24	本方式における設計変更と、従来方式における設計変更の手続きと違いはありますか？
		従来方式における設計変更と変わりません。
	25	設計で挙げた内容は、すべて設計変更の対象となりますか？
		発注者・受注者協議のうえ合意した内容が設計変更の対象となります。
	26	受注者が設計するのであれば、受注者の都合で変更し施工してよいのですか？
発注者・受注者合意(協議又は承諾)のうえで施工するという原則は変わりません。		
27	変更額に関して、受注者が提出した材料数量書をもとにした変更設計額がそのまま変更契約額となるのでしょうか？	
	なりません。発注者側で、提出して頂いた材料数量書と図面をもとに、堺市が再度設計積算を行い、設計変更額を算出します。その額に請負率を考慮したものが、変更契約額となります。	